

	制度名	概要	要件等	締切	リンク	リンク先
相談受付中	生分解性マルチ緊急導入支援事業	【趣旨】 生分解性マルチは、土壌中にすき込むことで微生物によって分解されることから、農作物収穫後の回収作業や廃プラスチック処分が不要であり、環境負荷の低減とともに労働力の削減、それによる生産規模の拡大が期待できます。そこで、農業生産の省力化と廃プラスチックの排出量の削減を図るため、生分解性マルチの導入に取り組む生産者団体等を支援します。 【事業内容】 1 補助対象経費 生分解性マルチの導入に係る経費 ※ 「新たに導入する面積」又は「前年度に比べて取組拡大する面積」に係る生分解性マルチが対象 ※ すでに生分解性マルチを導入している面積は対象外 ※ 生分解性プラ識別表示制度によるマーク取得製品に限る 2 補助率 2／3以内（消費税は補助対象外） ※上限額 「20,000 円/10a 以内」かつ「1 団体あたり200 万円以内」	【事業主体】 農業者の組織する団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、市町村が構成員に含まれる協議会 1 代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営に関する規約が定められていること。 2 生分解性マルチを新たに導入する面積又は前年度に比べて取組拡大する面積が概ね3 ha 以上であること。ただし、取組面積が概ね3 ha 未満の団体等であっても、今後、産地として、生分解性マルチの導入を計画的に推進していく場合など、生分解性マルチの普及が期待できる場合、地域の状況に応じ、本事業の対象とする。	2025年2月28日	https://www.pref.chiba.lg.jp/seisan/kinyuu/seisanhanbai.html#seibunkai	千葉県HP
相談受付中	スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業	【趣旨】 農業者の高齢化・減少が進む中においても農業の持続的な発展を図るため、スマート農業技術の現場導入と生産・流通・販売方式の転換、これを支える農業支援サービス事業体の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援します。 【事業内容】 サービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立に向け、ニーズ調査、サービス提供の試行・改良等のほか、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援します。	【事業実施主体】 農業支援サービス事業体（受委託契約のもとで農業者の行う農業代行の取組や、農業者が使用するスマート農業機械等をレンタル等（販売は除く）によって提供する取組等を行う者のこと）（以下、サービス事業体という。） 【主要要件】 概ね都道府県域でサービス事業を提供するサービス事業体（北海道内で取り組むサービス事業体にあつては、概ね北海道内の総合振興局・振興局域でサービスを提供するサービス事業体） 【補助率、補助上限】 ○農業支援サービスの立上げ支援のうち農業支援サービス事業育成対策（地域型サービス支援タイプ） 定額（1 事業実施主体当たり1,500 万円を上限とする。） ※別途、都道府県に対し推進事務費を措置（定額（ただし、国庫補助金の合計額の10%以内）） ○農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援（地域型サービス支援タイプ） 1/2以内（1 事業実施主体当たりの上限額は1,500 万円とする。ただし、スマート農業機械を導入する場合は3,000 万円とする。） ※別途、都道府県に対し推進事務費を措置（定額（ただし、国庫補助金の合計額の10%以内））	2025年2月28日 提出先 千葉県君津農業事務所企画振興課 電話0438-25-0107	https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/nousan/250117_140-1.html	農林水産省HP

	制度名	概要	要件等	締切	リンク	リンク先
相談受付中	女性が変える未来の農業推進事業	【趣旨】 女性農業者の能力の発揮等による農業の発展、地域経済の活性化のため、地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成や登用にに向けた意思決定層の意識啓発、女性グループの活動、女性が働きやすい環境づくり、女性農業者の活躍事例の普及等の取組を支援します。 【事業内容】 1 女性が変える未来の農業推進事業 ①女性活躍に向けた全国事業 農業分野における女性の登用にに向けた各組織の意思決定層のコミットメント強化や、地域をリードする女性農業者の活躍事例の普及の取組を支援します。 ②地域における女性活躍推進事業（地域事業） 各都道府県において、地域の女性活躍の実情に応じて行う、地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成、地域の女性農業者グループの活動、女性農業者の育児と農作業のサポート活動等の取組を支援します。	【事業主体】 以下の要件を満たすものとする。 1 市町村、農業協同組合等の関係団体、民間団体、協議会または女性農業者グループであること。なお、協議会及び女性農業者グループについては、次に掲げる事項を協定、規約、規定等により定め、かつ、それぞれの全ての構成員がこれに同意しているものであること。 （ア）目的 （イ）代表者、代表権の範囲、構成員及び事務局 （ウ）意思決定の方法 （エ）解散した場合の対応 （オ）事務処理及び会計処理の方法 （カ）会計監査及び事務監査の方法 （キ）その他、運営に関して必要な事項 2 次に掲げる実施体制を整備すること。 （ア）管理運営について、代表者を定めること。 （イ）経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有するものを経理担当者として定めること。 【補助率】 定額	2025年2月21日	https://www.maff.go.jp/j/keiei/jyosei/gaido.html#R5	農林水産省HP